

**さっぽろグローバルスポーツコミッション**  
**『札幌ウインタースポーツシティPR促進業務』**  
**仕様書**

**1 実施主体**

さっぽろグローバルスポーツコミッション(以下、SGSC)  
(事務局/公益財団法人札幌国際プラザ)

**2 業務名**

『札幌ウインタースポーツシティPR促進業務』

**3 業務の目的**

SGSCは、北海道・札幌のスポーツ環境を生かした交流人口の拡大・地域活性化に資する事業を展開しており、その中でも特に、地域の強みであるウインタースポーツツーリズムの促進を重点に取り組んでいる。

SGSCでは、国内外のEXPO出展や会議への参加、スポーツ交流事業など様々なプロモーションの機会や、国際競技連盟関係者など各国スポーツ界で影響力を有する方々と接する機会があり、これまで、サッポロスマイルグッズを中心に、札幌市そのもののPRをするノベルティを配っていた。

しかし、今後、ウインタースポーツツーリズムの促進に取り組んでいくためには、札幌がウインタースポーツシティであることをより明確に印象付けるPRノベルティが必要であることから、本業務において作成することとする。

なお、一般の方にも手に入れられるよう、札幌オリンピックミュージアムなどでの販売も見据えたPRノベルティとする。

**4 業務委託期間**

契約締結の日から平成30年3月31日まで

**5 業務委託費用の上限額**

総額1,000,000円(消費税額を含む)を上限とする。

**6 業務の内容**

(1) PR用ノベルティ・イメージ制作業務

- ① 上記「3 業務の目的」にかなう、PRノベルティについて、6種類の品目の選定とそれぞれのプリント又は造形のデザインを作成する。
- ② 極力サッポロスマイルロゴを利用する。
- ③ 札幌市にて既に制作しているグッズ品目(別添参考)を確認し、同一の品目とならないよう、又は、品目が同一な場合は、ウインタースポーツシティを印象付けるデザインとして優位性があるものとする(例えば、ピンバッジなどは同一品目として重なるのは問題ない)。
- ④ 6種類の品目の制作単価イメージは以下のとおり。

単価目安	品目	
150円～ 300円	A-1	A-2
450円～ 600円	B-1	B-2
1,000円～1,200円	C-1	C-2

## (2) PR用ノベルティ制作業務

上記(1)で制作したイメージのA、B、Cの各1つについて、単価に応じて下記数量を目安に制作する。

品目	数量
A	2,700～1,400個
B	450～350個
C	200～170個

## 7 スケジュール

日程	内容
平成30年3月	契約締結、委託業務開始。
契約締結後～3月31日	業務完了

## 8 関係法令の遵守

受託者は業務の遂行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

## 9 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。

また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

## 10 打ち合わせ等

受託者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、コミッションと常に密接な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うこと。

また、受託者は業務の実施にあたり仕様書等に疑義を生じた場合は、発注者と協議のうえ実施するものとする。

## 11 特記事項

- (1) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、コミッション及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務履行に当たり、コミッションは、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) コミッション又はコミッションの関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめコミッションの承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利をコミッションに無償で譲渡するものとする。

コミッションは、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (6) 本委託業務の成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつコミッションに何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 受託者は、本業務に関連した個人情報取り扱いについては、別記「個

人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。

- (8) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特にコミッションがやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

## 12 成果物の提出など

成果物の提出については、平成 30 年 3 月 31 日までに下記を納入すること。

- (1) P R 用ノベルティ・イメージ  
電磁的記録情報一式（CD-ROM 又は DVD-ROM など）： 2 部
- (2) P R 用ノベルティ  
6 (2) で指定した範囲の数量

## 【別記】個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたと  
きは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

《参考資料：札幌市が既に用意している品目一覧》

- ネクタイ
- 藍染ストール
- 藍染手ぬぐい
- 銘々皿
- 手織
- Tシャツ
- 扇子、うちわ
- 箸＋箸置き
- ペーパーウェイト
- ハガキ＋ペーパーペンセット
- 絵はがき
- 立体カード
- バッジ
- ピンバッジ
- 缶マグネット
- クリヤーホルダー
- マウスパッド
- コースター
- フロストフラワー
- 風船
- クリヤーホルダー
- ポケットティッシュ
- シール